

南砺市スポーツ協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、南砺市スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を富山県南砺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、スポーツを普及振興し、市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、体育文化の伸展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の体力向上を図るための啓発と調査研究に関すること
- (2) 体育行事の企画・運営に関すること
- (3) 競技力の向上に関すること
- (4) 体育団体の育成強化と相互の連絡に関すること
- (5) スポーツ指導者の養成と研修に関すること
- (6) スポーツに関する広報活動に関すること
- (7) スポーツ少年団の育成強化に関すること
- (8) 体育功労者の表彰に関すること
- (9) 体育施設・用具の管理運営に関すること
- (10) その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 加盟団体

(組 織)

第5条 本会は、南砺市内の体育・スポーツ団体及び本会の目的に賛同し、協力する団体をもって組織する。

(加 盟)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、理事会の議決を経て加盟することができる。

2 加盟団体に関する規程は、別に定める。

(退会等)

第7条 本会に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出し、理事会の議決を得なければならない。

(除 名)

第8条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 負担金の払込み、その他本会に対する義務の履行を怠ったとき
- (2) 本会の事業を妨げる行為をしたとき
- (3) 本会の規約に違反し、その他本会の信用を失わせるような行為をしたとき

(負担金)

第9条 加盟団体は、理事会において定めるところにより、負担金を毎年納入しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本会に、評議員を置く。

(評議員の選任)

第11条 評議員は、加盟団体の会長又はこれに代わる者になるものとする。

2 前項の規定により、評議員に選任された者が役員に就任したときは、その資格を失い、これに代わる評議員を前項の規定により選任するものとする。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画及び収支予算の設定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要と認められる事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第16条 評議員会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、この規約に別段の定めのある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 評議員の現在数及びその出席者数(本人出席、書面をもって議決権を行った者の別)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから、選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21名以上
- (2) 監事 2名以上

- 2 理事のうち、会長を1名、副会長を若干名とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ定める順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行及び本会の会計を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財務の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、退任した役員任期の満了するときまでとする。
- 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項第1号の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 加盟団体の加入及び脱退に関する事項

- (4) 専門部会の組織及び運営に関する事項
- (5) 規約の変更に関する事項
- (6) 解散及び解散に伴う残余財産に関する事項
- (7) 会長、副会長の選定及び解職に関する事項
- (8) その他、本会の業務に関する重要と認められる事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(召集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この規約に別段の定めのある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事の現在数及びその出席者数（本人出席、書面をもって議決権を行った者の別）

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の要領及びその結果

2 議事録には、議長及び会議に出席した理事のうちから、選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第33条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。

第9章 専門部会

(専門部会)

第34条 本会の事業を遂行するため、必要な専門部会を設けることができる。

2 専門部会の名称、目的、組織及び運営その他の事項は、理事会の議決を経て定める。

第10章 事務局

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第11章 会計

(会計)

第36条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12章 補則

(委任)

第37条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成17年4月9日から施行する。

附則 (平成19年4月29日一部改正)

この規約は、平成19年4月29日から施行する。

附則 (平成25年4月27日一部改正)

この規約は、平成25年4月27日から施行する。

附則 (平成25年4月27日一部改正)

この規約は、平成25年4月27日から施行する。

附則 (平成28年2月22日一部改正)

この規約は、平成28年3月1日から施行する。

附則 (平成29年2月22日一部改正)

この規約は、平成29年2月23日から施行する。

附則 (令和6年4月27日一部改正)

この規約は、令和6年4月27日から施行する。